

令和6年度 公文書開示（2月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R7. 2. 5	R7. 2. 14	「令和元年4月1日から令和6年3月31日までの間の都営住宅の建替え及び新築工事に当たり年度ごとの部屋に畳を敷き込んだ枚数と畳を敷き込んだ戸数と畳の単価がわかる文書」 ・代価明細表・諸経費計算書・細目別内訳書・数量計算書	48	1															住宅政策本部 西部住宅建設事務所 建設課
2	R7. 2. 5	R7. 2. 18	令和元年4月1日から令和6年3月31日の間における都営住宅での畳工事に関する年度ごとの畳を敷き込んだ枚数、年度ごとの畳を敷き込んだ戸数、年度ごとの畳の単価がわかる文書	※	1														—	住宅政策本部 東部住宅建設事務所 建設課
3	R7. 2. 5	R7. 2. 19	共用敷地等における工作物設置承認願 第1号様式 共用敷地等における工作物設置承認願 第4号様式 防犯カメラシステム御提案書 共用敷地等における工作物設置承認書	28		1					1		1						印影：公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第4号に該当）。 代表者の名義人番号・代表者氏名・代表者住所の一部・電話番号：個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため（条例第7条第2号に該当）。 管理責任者の氏名、代表者氏名：個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため（条例第7条第2号に該当）。 印影：公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第4号に該当）。 東京支店担当者名：個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため（条例第7条第2号に該当）。 代表者氏名：個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため（条例第7条第2号に該当）。	住宅政策本部 都営住宅経営部 指導管理課
4	R7. 1. 22	R7. 2. 19	東京都知事（○）第〇〇号〇〇株式会社に係る廃業届出書（令和〇年〇月〇日受付）	※	1														—	住宅政策本部 民間住宅部 不動産業課

令和6年度 公文書開示（2月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
5	R7. 1. 22	R7. 2. 19	東京都知事（○）第〇〇号〇〇株式会社に係る宅地建物取引業免許申請書（令和〇年〇月〇日受付第〇〇号）。ただし、履歴事項全部証明書を除く。	※		1					1	1	1						・（7条2号）氏名、生年月日及び住所等は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。 ・（7条3号）株主及び決算報告等は、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営上の地位が損なわれるため。 ・（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。平面図及び内部写真等は公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。	住宅政策本部 民間住宅部 不動産業課
6	R7. 2. 10	R7. 2. 21	平成30年1月12日付29都市経指第1330号 自治会等で管理する共用部分の共益費徴収に関する協定書 様式2 平成30年1月12日付29都市経指第1330号 自治会等で管理する共用部分の共益費徴収に関する協定書 別紙：第2条(1)関係	4		1					1		1						自治会長氏名・自治会長住所の一部：個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため（条例第7条第2号に該当）。 印影：公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第4号に該当）。 お客様番号：お客様番号は自治会と東京電力・水道局との間の契約に基づいて附番される個別の番号であり、契約に関する手続等に用いられ、公にすることにより、自治会の事業活動が損なわれるため（条例第7条第3号に該当）。 印影：公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第4号に該当）。	住宅政策本部 都営住宅経営部 指導管理課
7	R7. 2. 21	R7. 2. 26	都営住宅4H-124東（江戸川区下篠崎町）工事」の工事内訳設計書一式（図面、特記仕様書を除く、令和7年2月13日付（契約番号：6財契一第2909号）契約変更）	※	1														—	住宅政策本部 東部住宅建設事務所 建設課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。